

○山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成23年4月1日告示第29号

改正

平成26年3月11日告示第12号

令和3年3月19日告示第71号

山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図るため、町内の住宅に太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「システム」とは、住宅で消費する電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であって、余剰電力を電力会社に供給することができる機能を備えた最大10キロワット未満のシステムをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する町税の滞納がない者とする。

- (1) 自らが居住する町内の住宅にシステムを設置しようとする者
- (2) 自らが居住するため、システムが設置された町内の建売住宅を購入しようとする者

(対象経費及び補助金の額)

第4条 第1条に規定する補助金交付の対象となる経費及び補助金額は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 町内において、自らが居住する住宅にシステムを設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具等の購入及び据付工事に要する費用とする。
- (2) 補助金の額は、システムを構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨てるものとする。）に1キロワット当たり3万円を乗じて得た額とする。ただし、10キロワット未満、15万円を限度とする。
- (3) 未使用品のもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書又は工事請負契約書の写し
- (2) 工事着工前の現況写真
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) システムの形状及び規模がわかるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定を前に事業の着手が発覚した場合には、その時点で補助対象と認めないものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置費用に係る領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との余剰電力販売契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し

(事業完了の確認及び補助金の額の確定)

第8条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、山ノ内町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認めるときは決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは返還させることができる。

(協力)

第11条 町長は、この補助金を受けてシステムを設置した者に対し、売電量及び買電量データの提示など必要な協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金の平成23年度分から適用する。

附 則 (平成26年3月11日告示第12号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日告示第71号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式 (省略)